

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について協議又は調整をする。

（1）協議会の会議に提案すべき事項

（2）その他協議会の運営について必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事4人をもって組織する。

2 幹事は、協議会を構成する市町（以下「関係市町」という。）の助役（2人以上の助役を置く市町にあっては、当該市町の長が指名する助役）をもって充てる。ただし、助役が欠けた市町にあっては、当該市町の長が指定する職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を主宰し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、会議の運営上必要があると認めたときは、関係市町の職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 規約第3条に規定する事務について、専門的に協議又は調整をするため、幹事会に関係市町の職員によって構成する専門部会を置く。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が指

定した幹事が開催する。